

## 行政区懇談会

### 参加者の声



高橋初子さん(長泥)  
村では農家だったので、体を動かすのが大好き。仮設では体を動かさないので、ここで運動できるのはとても良いですね。



菅野光さん(左)須藤トメ子さん  
(ともに比曾)

運動教室を楽しみにしていました。前の運動教室も欠かさず参加していました。自分でも、毎日散歩をしています。1年間がんばりたいです。



チーフスポーツ  
インストラクター  
三瓶 好さん

腰痛・ひざ痛や生活習慣病の予防・改善をすることで、皆さんの行動が広がるような運動教室を目指しています。一番は、皆さんと楽しく明るく、継続して参加できる教室にしていきたいです。

# 運動教室で 体を動かしましよう

ほけんと  
ふくしのペー  
ジ

平成25年度から始まる運動教室のお知らせです。

5月14日、松川第二仮設住宅集会所で平成25年度の運動教室が始まりました。参加した皆さん、久しぶりに手足を動かし、時には笑い声を上げながら、楽しく運動をしていました。

福島県立医科大学による震災前後の健診分析結果から、震災後、体重の増加や高血圧・糖尿病・脂質異常などの割合が増えていることが分かりました。これらを改善するためにも毎日の運動は欠かすことが出来ません。

運動教室が始まつたこの日、飯野出張所において、村は八子医院とYAG Oメディカルフィットネスクラブとの事業提携の協定書に調印しました。この協定により、今後5年間、避難先であっても村に帰つてからも、健康づくりや生活習慣改善のための運動指導が行えます。

運動教室の開催日時は今後お知らせ版等でお伝えします。

### 運動教室開催場所

- ・旧飯野小仮設住宅
- ・旧明治小仮設住宅
- ・旧松川小仮設住宅
- ・松川第二仮設住宅
- ・相馬仮設住宅
- ・伊達東仮設住宅
- ・国見上野台仮設住宅
- ・国見大木戸仮設住宅
- ・松川雇用促進住宅
- ・吉倉公務員宿舎
- ・蓬莱県営住宅
- ・NTT大森住宅
- ・いやしの宿いいたで



▲村長と協定書を取り交わした八子直樹院長(左)とハ子芳樹施設長(右)

## 賠償

申請方法についての質問や課題の指摘があり、また対応への苦情も聞かれました。

A(東電)宅地を先行で行なつており、それ以外の農地、山林の算定方法は不動産鑑定士等を交えて相談をしていました。

A(東電)改善の要請に対する結論が出ていないので、もうしばらくお待ちください。

A(東電)改修の要請に対する結論が終わらない場合は、また1年延長する事になります。1年分が一括で支払われるようになります。

Q(東電)宅地を先行で行なつておいて課税していません。また税務物が一つ抜けていました。

A(東電)建物は三方がふさがつていないと課税していません。また税務物が一つ抜けていました。

Q(東電)宅地を先行で行なつておいて課税していません。また税務物が一つ抜けていました。

A(東電)建物は、JA等に出荷をしないと、農機具とは見なされません。農機具は家財ではありません。農機具は家財ではないよう、対象外としないよう、要請しています。

Q(東電)機械を農家として使つてはいるのか、一般用として使つてはいるのかの違いを設けています。農家の定義を確認するなどして、農村に回答します。

Q(東電)賠償の申請は、いつまで提出すればよいのですか。

A(東電)賠償の時効は本来3年間なので、東京電力の社長はそれを延長したいと言っています。しかしながら法的根拠がないので、紛争解決センターへの申し立てが必要になるのではという話もあります。延長を要望しながら、確認してお知らせします。

Q(東電)これまでの懇談会を通して多くの村民が避難先から参會し、計画通りに進まない除染への提言、賠償手続きの課題、復興計画への要望等について発言しています。中でも「国と東京電力には加害者として責任ある除染を早急に行ってほしい」「除染が進まなければ復興計画も絵に描いた餅になります」といった、除染の遅れが及ぼす影響を心配する声が多数ありました。

Q(東電)これまでの懇談会を通じて多くの村民が避難先から参會し、計画通りに進まない除染への提言、賠償手続きの課題、復興計画への要望等について発言しています。中でも「国と東京電力には加害者として責任ある除染を早急に行ってほしい」「除染が進まなければ復興計画も絵に描いた餅になります」といった、除染の遅れが及ぼす影響を心配する声が多数ありました。

Q(葛尾村は「戻る人」限定で、東京電力が井戸掘りをすると聞きました。村も対象になりますか。

A(村)他市町村で決まれば、避難市町村共通で同じ条件になると考えます。きちんと決まれば、連絡をさせていただきます。

Q(東電)現地評価を選択した場合、他の評価に戻れない理由は何でしょうか。

A(東電)本来は全て現地評価をすべきところですが、それでは時間がかかるために簡易的な評価を用いています。しかし現地評価を行えば、その物件の価値が明確になるため、他の評価に戻れないことになります。

Q(東電)東電には、現物で確認するよう言つきました。これからもどうなりますか。

A(村)東電には、現物で確認するよう言つきました。これからもどうなりますか。

A(東電)機械を農家として使つてはいるのか、一般用として使つてはいるのかの違いを設けています。農家の定義を確認するなどして、農村に回答します。

Q(東電)賠償の申請はいつまで提出すればよいのですか。

A(東電)賠償の時効は本来3年間なので、東京電力の社長はそれを延長したいと言っています。しかしながら法的根拠がないので、紛争解決センターへの申し立てが必要になるのではという話もあります。延長を要望しながら、確認してお知らせします。

Q(東電)これまでの懇談会を通して多くの村民が避難先から参會し、計画通りに進まない除染への提言、賠償手続きの課題、復興計画への要望等について発言しています。中でも「国と東京電力には加害者として責任ある除染を早急に行ってほしい」「除染が進まなければ復興計画も絵に描いた餅になります」といった、除染の遅れが及ぼす影響を心配する声が多数ありました。

Q(東電)これまでの懇談会を通して多くの村民が避難先から参會し、計画通りに進まない除染への提言、賠償手続きの課題、復興計画への要望等について発言しています。中でも「国と東京電力には加害者として責任ある除染を早急に行ってほしい」「除染が進まなければ復興計画も絵に描いた餅になります」といった、除染の遅れが及ぼす影響を心配する声が多数ありました。